

地球生物会議（ALIVE） 代表 野上ふさ子 様

初秋の候、ますますご清祥のことと存じます。

さて、先日いただきましたご意見についてお答えします。

1の再発防止対策についてですが、本県では、毎年振興局（県出先機関）担当者会議や鳥獣保護員との会議を実施しており、また法改正等の際には市町村担当者会議を開催して法の遵守を徹底しているところです。しかし、今回の事件は誠に遺憾であり、再度振興局に対し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び和歌山県第9次鳥獣保護事業計画の周知徹底を図ったところです。今後は、今回の件を教訓として再発の防止に努めてまいりたいと思います。

2の総合的な保護管理対策についてですが、ニホンザルを含む野生鳥獣による農作物被害対策については、貴要望書の提言のとおり有害鳥獣捕獲対策のみに頼るのではなく、有害鳥獣捕獲と被害防除対策の両面から取り組んでいくことが重要であると考えております。そういう観点から、昨年10月に和歌山県鳥獣被害対策検討会を立ち上げ、農作物の被害のある現場での研修を実施するなどの取り組みを行っているところです。今後も、検討会において鳥獣被害対策を更に進めてまいりたいと思います。

3の鳥獣保護センターと愛護センターの提携についてですが、現在、傷病鳥獣の治療及び飼育等につきましては、連携をとりながら進めているところでございます。捕獲個体の致死につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律や和歌山県鳥獣保護事業計画書にも、できる限り苦痛を与えない方法によることと定められておりますので、今後、更に情報収集を行い、市町村に対しても、積極的に助言等を行ってまいりたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございました

平成16年9月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹